

第31期 定時株主総会 招集ご通知



日時 | 2023年3月30日（木曜日）
午前10時(受付開始：午前9時)

場所 | 大阪市中央区本町橋2-31
シティプラザ大阪
2階 燦会場

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。)

郵送およびインターネット等による
議決権行使期限

2023年3月29日（水曜日）午後5時30分まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は株主総会へのご出席を見合わせ、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、総会ご出席者へのおみやげをご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

シークス株式会社

証券コード 7613

企業理念

Corporate Theme

シークスが企業として取り組むべきビジネス上のテーマ。
ビジネスオーガナイズングによるビジネスメリットの提供。

Corporate Mission

シークスが社会で果たすべき使命。
世界のリソースの有効活用の追求により、
社会システムの活性化と人類の進歩に貢献する。

Corporate Target

シークスが目指すべき企業の姿。
世界のあらゆる分野の顧客ニーズをオーガナイズし、
ビジネスを創造する「グローバル・ビジネス・オーガナイザー」として、
すべてのステークホルダーに共感と魅力をもたらす企業となる。

Corporate Style

シークスが常に大切にすべき企業としてのあり方や姿勢。
1st filter : **Challenging, Speedy and Fair**
2nd filter : **Sophisticated, Creative and Simple**

ご来場の自粛検討のお願い

本年度の株主総会においては、規模の縮小や所要時間の短縮など、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限努めたうえで開催をしてまいります。株主の皆様も感染予防の観点からご来場についてはお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

＜ご来場される株主の皆様へ＞

会場内でのマスクの着用やアルコール消毒液の使用等にご協力をいただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

※株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、対応内容を変更する場合がございますことをご了承ください。

証券コード：7613

2023年3月9日

(電子提供措置の開始日 2023年3月8日)

株 主 各 位

大阪市中央区備後町1丁目4番9号

シークス株式会社

代表取締役会長 村井 史郎

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第31期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.siix.co.jp/ir/stock/soukai/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2023年3月29日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年3月30日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 大阪市中央区本町橋2-31

シティプラザ大阪 2階 燦会場

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第31期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件

2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **第1号議案** 剰余金処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午前9時を予定しております。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

・連結計算書類の連結注記表

・計算書類の個別注記表

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

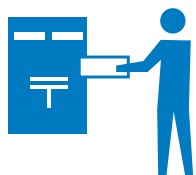
株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日時 2023年3月30日(木曜日) 午前10時【受付開始:午前9時】

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年3月29日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2023年3月29日(水曜日) 午後5時30分行使分まで

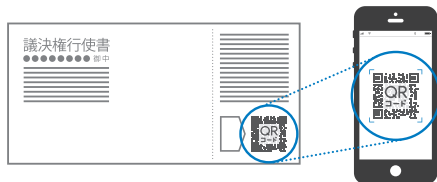
- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットに関する費用(接続料金、通信料金等)は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使について

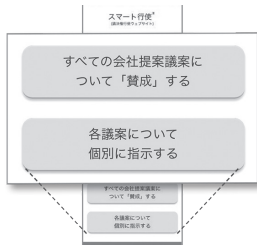
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

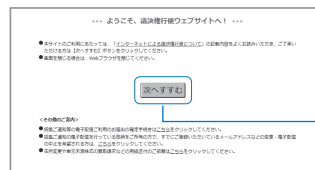
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

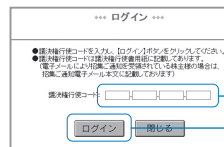
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

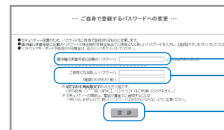
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件 期末配当金に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主様への継続的かつ安定的な利益配分を基本としつつ、あわせて今後の事業展開と経営基盤強化のための内部留保ならびに当期の業績を勘案し次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案し、1株につき普通株式
金16円といたしたいと存じます。
(配当総額 756,835,600円)
これにより、昨年9月にお支払した1株につき15円の間配当金と
合わせまして、年間配当金は1株につき31円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年3月31日

第2号議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

また、取締役候補者については、指名・報酬諮問委員会の答申を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、高谷晋介氏、大森進氏、吉澤尚氏は、社外取締役候補者であります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席状況
1	むら い し ろう 村 井 史 郎 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役会長 執行役員	100% (17回/17回)
2	やな せ こう じ 柳 瀬 晃 治 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長 執行役員	100% (17回/17回)
3	おお の せい じ 大 野 精 二 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 執行役員経理部長	100% (17回/17回)
4	まる やま とおる 丸 山 徹 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 執行役員総務部長兼東京総務部長	100% (17回/17回)
5	たか ぎ ひろ あき 高 木 浩 昭 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 執行役員グループ技術統括担当	82% (14回/17回)
6	い ぐち ふ き こ 井 口 富 紀 子 <input type="checkbox"/> 新任	執行役員秘書室長兼CSR担当	-
7	たか たに しん すけ 高 谷 晋 介 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外取締役 <input type="checkbox"/> 独立役員	社外取締役	100% (17回/17回)
8	おお もり すすむ 大 森 進 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外取締役 <input type="checkbox"/> 独立役員	社外取締役	100% (17回/17回)
9	よし ざわ なお 吉 澤 尚 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外取締役 <input type="checkbox"/> 独立役員	社外取締役	100% (17回/17回)

候補者
番号

1

むら い し ろ う
村井 史郎

(1928年9月10日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1952年4月 (株)阪田商会 (現サカタインクス(株)) 入社
1970年5月 同社取締役
1985年6月 同社取締役副社長
1988年2月 The Inx Group Ltd. 取締役社長兼務
1992年6月 当社代表取締役社長
2003年3月 当社代表取締役会長兼CEO
2005年3月 当社代表取締役会長兼CEO 執行役員
2014年3月 当社代表取締役会長 執行役員 (現任)

■取締役会出席状況
17回中17回

■所有する当社株式の数
1,405,103株

【取締役候補者とした理由】

村井史郎氏は、当社の創業者として、長年に亘り、強いリーダーシップで当社の経営の舵取りを行い、現在の強固なビジネスモデルを構築して参りました。各国の政治情勢・マクロ経済情勢等の分析力は卓越しており、極めて高い見識に裏付けされた経営手腕にて、当社の更なる持続的成長の実現に向け、グループを高いレベルで統率・牽引しております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

やなせ こうじ
柳瀬 晃治

(1967年12月10日生)

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 サカティンクス(株)入社
1991年12月 同社シンガポール駐在
2012年4月 当社関連事業部マネージャー
2014年1月 当社執行役員欧州地域担当
SIIX Europe GmbH マネージングディレクター
2019年9月 当社執行役員営業統括兼欧州地域担当
2020年3月 当社代表取締役社長 執行役員 (現任)

取締役会出席状況

17回中17回

所有する当社株式の数

17,982株

【取締役候補者とした理由】

柳瀬晃治氏は、当社入社以来営業の最前線で、当社の主要なお客様との良好な関係構築、新規のお客様とのお取引で大きな成果を収めて参りました。海外勤務経験も長く、欧州における大型の新規のお客様との取引開始でも的確な采配をして参りました。工場の実務、物流、IT等の経営インフラに関する知識も深く、次世代の当社の更なる発展を実現することが出来ると考えております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

おおのせいじ
大野 精二

(1961年11月21日生)

再任



■取締役会出席状況
17回中17回

■所有する当社株式の数
18,908株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 (株)阪田商会 (現サカタインクス(株)) 入社
1991年3月 同社シカゴ駐在
1996年6月 当社シンガポール駐在
2005年9月 当社経理部財務グループマネージャー
2007年4月 当社関連事業部マネージャー
2008年3月 当社上海駐在
2009年2月 当社経理部長
2009年4月 当社執行役員経理部長
2017年3月 当社執行役員経理部長兼情報システム部担当
2019年3月 当社取締役 執行役員経理部長兼情報システム部担当
2021年1月 当社取締役 執行役員経理部長 (現任)

【取締役候補者とした理由】

大野精二氏は、当社入社以来、一貫して海外グループ会社の経理部門の要職を歴任しております。現在は、グローバルベースで経理・財務部門を統括しております。幅広い経理、税務知識を有し、海外ビジネスの実務にも精通、こうした経験から、投融資に関する与信判断においても、高い見識を活かし、経営の意思決定に参画しております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

まる やま とおる
丸山 徹

(1963年3月12日生)

再任



■取締役会出席状況
17回中17回

■所有する当社株式の数
9,508株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 (株)太陽神戸銀行(現(株)三井住友銀行) 入行
1992年4月 同行調査部詰(外務省出向)
2001年4月 同行経営企画部IR室上席室長代理
2008年4月 同行本店法人営業部副部長
2009年4月 同行上田法人営業部長
2011年4月 同行三田通法人営業部長
2014年5月 当社経営企画部担当部長
2015年1月 当社執行役員経営企画部長
2017年2月 当社執行役員東京総務部長
2018年1月 当社執行役員総務部長兼秘書室長兼東京総務部長
2019年3月 当社取締役 執行役員総務部長兼秘書室長兼東京総務部長
2020年3月 当社取締役 執行役員総務部長兼東京総務部長(現任)

【取締役候補者とした理由】

丸山徹氏は、金融機関において企画部門や法人営業部門等の勤務に加え、外務省出向の経験を有しています。当社入社後も経営企画部門、総務・人事部門を統括して参りました。IR、広報戦略、資本市場への対応、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、与信判断等に対する幅広い知識を有しており、当社グループの企業価値向上に適切な役割を果たしております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

たか ぎ ひろ あき
高木 浩昭

(1961年7月29日生)

再任



■取締役会出席状況
17回中14回

■所有する当社株式の数
3,062株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年4月 ソニー(株)入社
2009年4月 Sony Slovakia Nitra 工場 マネージングディレクター
2010年7月 Foxconn Slovakia Nitra 工場 マネージングディレクター
2016年11月 フォックスコン・ジャパン(株) CCPBG TV 事業部副社長
2017年6月 当社グループ技術統括部担当部長
2017年8月 当社タイ駐在SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD. マネージングディレクター
2017年11月 当社執行役員タイ・ベトナム地域担当 兼 SIIX Bangkok Co., Ltd. マネージングディレクター 兼 SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD. マネージングディレクター 兼 SIIX Vietnam Company Limited マネージングディレクター
2018年5月 当社上海駐在執行役員 SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. 董事長兼総経理
2021年10月 当社執行役員 SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. 董事長兼総経理兼 特命事項担当
2022年3月 当社取締役 執行役員グループ技術統括担当 兼シークスエレクトロニクス(株)担当 (現任)

【取締役候補者とした理由】

高木浩昭氏は、大手電機メーカー、グローバルメーカーにおいて海外工場でのマネジメント等を経験し、当社入社後はタイおよび上海のMDとして両工場を拡張、生産能力増強等により、主要な製造拠点とし、成長を続けるEMSビジネスの拡大に貢献しております。とりわけ、基板製造プロセスにおいて、製造、技術、品質の観点で幅広い知識と経験を有しております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

いぐち ふきこ
井口 富紀子

(1968年1月15日生)

新任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 サカタインクス(株)入社 総務部秘書グループ
2008年4月 当社秘書室マネージャー
2019年3月 当社執行役員 秘書室 秘書担当
2020年3月 当社執行役員 秘書室長 兼 CSR 担当 (現任)

■所有する当社株式の数
43,131株

【取締役候補者とした理由】

井口富紀子氏は、当社入社以来秘書室にて、経営トップの秘書として管理部門全般に亘る業務を遂行して参りました。秘書業務の枠を遥かに越え、コンプライアンスの視点で的確な意見を述べ、当社の持続的な成長を担って参りました。執行役員就任後は、ESG、CSR、財界活動、そして、当社が担うスロバキア名誉領事館の活動において重責を果たしております。

これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

たか たに しん すけ
高谷 晋介

(1951年12月30日生)

再任

社外取締役

独立役員



取締役会出席状況
17回中17回

所有する当社株式の数
2,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月 野村証券(株)入社
1978年11月 デロイトハスキングスアンドセルズ公認会計士共同事務所（現
有限責任監査法人トーマツ）入社
1984年10月 高谷晋介公認会計士・税理士事務所開業
1990年9月 北斗監査法人（現仰星監査法人）の設立に参画 代表社員
1995年6月 フジ住宅(株)社外監査役（現任）
2000年6月 (株)川島織物セルコン監査役
2008年1月 仰星監査法人副理事長
2011年3月 当社社外監査役
2014年7月 仰星監査法人理事長
2015年3月 当社社外取締役（現任）
2018年7月 北辰税理士法人設立 代表社員（現任）

[重要な兼職の状況]

北辰税理士法人 代表社員
フジ住宅株式会社 社外監査役

【社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要】

高谷晋介氏は、長年、公認会計士として培ってこられた会計、税務知識を有しておられます。グローバルベースで当社の経営全般に関する提言を頂いており、とりわけ、公認会計士としての視点から、当社の重要な投資案件、リスク管理、税務面等への的確な助言は、極めて有効であり、当社の健全な成長にご尽力頂いております。

これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

おお もり すずむ

大森 進

(1951年2月13日生)

再任

社外取締役

独立役員



■取締役会出席状況
17回中17回

■所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月 野村證券(株)入社
1990年4月 クレディスイスファーストボストン証券会社入社
2005年8月 UBS証券会社社長
2012年4月 UBS証券(株)代表取締役社長
2015年7月 同社代表取締役会長
2016年7月 同社常勤監査役 (現任)
UBSアセット・マネジメント(株)社外監査役
2017年3月 当社社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

UBS証券株式会社 常勤監査役

【社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要】

大森進氏は、長年、外資系証券会社の経営トップを務められ、培ってこられた株式・資本市場におけるご経験は卓越したものがああります。経営トップとしてのご経験から経営戦略の策定等、実務にも精通しておられます。最近のコーポレートガバナンス、ESG、エンゲージメント等、機関投資家の求める高いレベルに到達していく為の助言等は当社にとって不可欠であります。

これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

9

よし ざわ なお
吉澤 尚

(1975年5月16日生)

再任

社外取締役

独立役員



■取締役会出席状況
17回中17回

■所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年10月 あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 弁護士登録
2009年11月 漆間・吉澤総合法律事務所設立（現漆間総合法律事務所）同所副所長
2011年2月 弁理士登録
2013年6月 (株)エスクリ社外監査役
2015年3月 (株)リブセンス社外監査役
2019年2月 内閣官房イノベーション政策強化推進のための有識者会議「バイオ戦略」有識者
2020年7月 当社社外監査役
2020年12月 Willsame(株)代表取締役（現任）
2021年3月 当社社外取締役（現任）
2021年8月 GRiT Partners法律事務所所長（現任）

[重要な兼職の状況]

GRiT Partners法律事務所 所長
Willsame株式会社 代表取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要】

吉澤尚氏は、長年、弁護士として培ってこられた法律知識を有しております。企業法務、M&A、資本市場等へのご見識は極めて深く、更には、医療イノベーション、ヘルスケアビジネス、先進型高齢者研究、データサイエンス等、幅広い分野の専門的知識は、当社の持続的成長・新しいビジネスの構築に、極めて有益なものです。先進的な分野での所属学会や団体も多岐に亘り、弁理士、公認不正検査士、ITストラテジスト、情報処理安全確保支援士の資格も有し、当社のガバナンスに新しい視点で貢献を頂けると判断しております。

これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、当社定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約にもとづく責任限定契約の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額としております。
- 当社は、高谷晋介氏、大森進氏および吉澤尚氏と当該責任限定契約を締結しており、各氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。

3. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社は全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。D&O保険の契約期間は1年間で、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。
4. 高谷晋介氏、大森進氏および吉澤尚氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ており、上記3名の選任が承認された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
5. 社外取締役候補者高谷晋介氏は現に当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって8年であります。
6. 社外取締役候補者大森進氏は現に当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって6年であります。
7. 社外取締役候補者吉澤尚氏は現に当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって2年であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役全員（3名）は任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、新田泰生氏および藤井安子氏は社外監査役候補者であります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	よし だ あき お 吉 田 明 生 新任	執行役員総務部付	-	-
2	にっ た やす お 新 田 泰 生 再任 社外監査役 独立役員	社外監査役	100% (17回/17回)	100% (17回/17回)
3	ふじ い やす こ 藤 井 安 子 新任 社外監査役 独立役員 (現姓： ^{ひきた} 足田)	-	-	-

候補者
番号

1

よしだ あきお
吉田 明生

(1961年10月21日生)

新任



■所有する当社株式の数
11,430株

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1984年4月 (株)阪田商会(現サカタインクス(株))入社
- 1987年2月 同社ボストン駐在
- 1991年2月 同社シンガポール駐在
- 1997年6月 当社デュッセルドルフ駐在
- 2001年1月 当社大阪営業部マネージャー
- 2008年1月 当社香港駐在 SIIX H.K. Ltd.マネージングディレクター
- 2012年1月 当社執行役員 香港・中国華南地域担当 兼 SIIX H.K.Ltd.マネージングディレクター
- 2012年7月 当社執行役員 香港・中国華南地域担当 兼 SIIX H.K. Ltd.マネージングディレクター 兼 SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.董事長
- 2015年11月 当社執行役員 大阪営業部長 兼 美的 PJ 担当 兼 台湾担当
- 2017年2月 当社執行役員 フィリピン担当 兼 SIIX Logistics Phils, Inc.マネージングディレクター 兼 SIIX EMS PHILIPPINES, INC.担当 兼 SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.担当
- 2017年11月 当社執行役員 企画部長
- 2020年3月 当社執行役員 大阪営業部長
- 2023年1月 当社執行役員 総務部付 (現任)

【監査役候補者とした理由】

吉田明生氏は、当社入社以来営業の最前線で、国内外の数多くの商社・製造拠点で大きな成果を収めて参りました。営業関連の業務知識や経験は豊富であり、更には、海外子会社の経営トップとして、人事・労務関連、製造分野でも知見を深めて参りました。当社固有のビジネスモデルを熟知しており、高い見識と実務経験から監査業務を遂行する事が出来るものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

新田 泰生

(1960年2月12日生)

再任

社外監査役

独立役員



略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年4月 丸光(株) (現株プロルート丸光) 入社
1986年10月 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任 あずさ監査法人) 入社
1998年10月 新田会計事務所 所長 (現任)
2001年7月 東京北斗監査法人 (現仰星監査法人) 入社
2003年7月 東京北斗監査法人 社員
2007年7月 仰星監査法人 代表社員
2021年3月 当社社外監査役 (現任)

[重要な兼職の状況]

新田会計事務所 所長

取締役会出席状況

17回中17回

監査役会出席状況

17回中17回

所有する当社株式の数

0株

【社外監査役候補者とした理由】

新田泰生氏は、長年、公認会計士として培ってこられた会計・税務知識を有しております。公認会計士としての視点からグローバルベースで、当社の重要な投資案件、海外子会社の経営管理について、厳格な視点で監査を頂けると判断しております。監査法人の代表社員として、マネジメントのご経験も有しており、高い見識から監査業務を遂行することが出来るものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

ふじい やすこ
藤井 安子
ひきた
(現姓：足田)

(1975年7月29日生)

新任

社外監査役

独立役員



略歴、地位および重要な兼職の状況

2008年12月 弁護士登録（大阪弁護士会）・藤木総合法律事務所 入所
2012年10月 弁護士法人本町総合法律事務所 入所
2015年1月 藤木新生法律事務所（現 弁護士法人藤木新生法律事務所）
入所(現任)

■所有する当社株式の数
0株

【社外監査役候補者とした理由】

藤井安子氏は、長年、弁護士として培ってこられた法律知識を有しております。また公認不正検査士有資格者として、不正調査やコンプライアンスに関する専門的知見も備えております。弁護士としての高い見識から監査業務を遂行することが出来るものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、当社定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約にもとづく責任限定契約の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額としております。
- 当社は、新田泰生氏と当該責任限定契約を締結しており、同氏が再任された際には、当該契約を継続する予定であります。また、吉田明生氏および藤井安子氏の選任が承認された場合、各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受け

ることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社は全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。D&O保険の契約期間は1年間で、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定です。

4. 新田泰生氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
5. 当社は藤井安子氏が監査役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所に對し、独立役員として届け出る予定であります。
6. 社外監査役候補者新田泰生氏は現に当社の社外監査役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって2年であります。

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017(平成29)年3月30日開催の当社第25期定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まない。うち社外取締役30百万円以内。当該株主総会終結時の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名））としてご承認いただき、2022年3月30日開催の当社第30期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象に譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権にかかる報酬枠として金銭報酬とは別枠にて年額50百万円以内（当該株主総会終結時の、社外取締役を除く取締役の員数は5名）としてご承認いただき、現在に至っております。

今般、その後の取締役の増員、経済情勢および経営環境の変化等諸般の事情を考慮して、年額500百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と改定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権は、本議案に基づく改定後の当社取締役の報酬等の額には含まれないものといたします。

ただし、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。




なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

【ご参考】

取締役のスキルマトリックス

取締役に期待する領域を表したスキル項目について、各取締役候補者の職歴・経験・バックグラウンド等を踏まえて、保有するスキル・経験を示したものです。

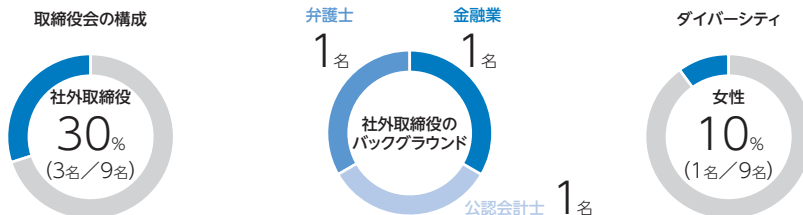
(第2号議案「取締役9名選任の件」が承認可決された場合)

				
	村井史郎	柳瀬晃治	大野精二	丸山 徹
再任/新任	再任	再任	再任	再任
役職	取締役	取締役	取締役	取締役
企業経営 経営戦略	○	○	○	○
営業戦略	○	○		
マーケティング	○	○	○	
財務 資本政策			○	○
M&A	○	○	○	○
製造	○	○		
コンプライアンス 内部統制	○		○	○
人事・人材開発	○	○		○
グローバル経験	○	○	○	○
ICT(注1)・DX(注2)		○	○	
文化・社会貢献	○			○
ダイバーシティ				

- (注) 1. ICTとは、Information and Communication Technologyの略語であり、情報通信に関する技術の総称です。
 2. DXとは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいいます。
 3. 上記一覧表は、取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

取締役の構成

当社の取締役会は、3分の1（9名中3名）が幅広いバックグラウンドを持つ社外取締役で構成され、かつ女性取締役を1名含んでおり、独立性と多様性を有しています。



高木浩昭
再任

取締役



井口富紀子
新任

取締役



高谷晋介
再任

社外取締役
独立役員



大森 進
再任

社外取締役
独立役員



吉澤 尚
再任

社外取締役
独立役員

○	○	○	○	○
○	○		○	○
		○	○	○
○		○	○	○
○				
	○	○	○	○
○	○		○	○
○			○	○
	○	○	○	
	○			

以 上

事業報告

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度の経済環境を顧みますと、米国では、個人消費は堅調に推移しているものの、高インフレ・政策金利上昇による下押し圧力により、景気は減速傾向にあります。欧州では、ウクライナ情勢を受けた資源価格の高騰や物価上昇等が長期化していることにより、個人消費・企業の経済活動の低迷を招き、景気後退に入る見通しであります。アジアにおいて、中国では、政府がゼロコロナ政策を大幅に緩和したことにより、景気悪化に歯止めがかかる見込みであります。しかしこの行動制限の突然の解除により、新規感染者急増・医療体制の逼迫に直面しており、景気回復は先行き不透明の状況となっております。その他のアジア各国では、ウィズコロナ政策のもとで景気回復が持続しており、特にASEAN・インドの成長率が高く、アジア景気の支えとなっております。日本では、行動制限の緩和にともなう個人消費・インバウンドを含めたサービス需要がけん引役となって景気持ち直しをみせております。

このような状況下、当社の当連結会計年度の業績は、売上高は2,770億3千1百万円と前連結会計年度に比べて501億9千8百万円の増加(22.1%増)となりました。利益面では、営業利益は89億2千9百万円と前連結会計年度に比べて39億7千4百万円の増加(80.2%増)となり、経常利益は83億3千7百万円と前連結会計年度に比べて24億2百万円の増加(40.5%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は47億3千3百万円となり、前連結会計年度に比べて1億7千2百万円の増加(3.8%増)となりました。

当連結会計年度のセグメントの状況は次のとおりであります。本文中の「セグメント利益」および「セグメント損失」は、連結損益計算書の営業利益を基礎としております。

(日本)

産業機器用部材および車載関連機器用部材の出荷が増加したことにより、当セグメントの売上高は992億9千8百万円と前連結会計年度に比べて66億6千3百万円の増加(7.2%増)となりました。利益面では、売上高が増加したこと等により、セグメント利益は11億6千2百万円と前連結会計年度に比べて10億3千6百万円の増加(823.8%増)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の当セグメントの売上高は116億8千1百万円減少したものの、売上原価が116億8千1百万円減少した為、セグメント利益への影響はありません。

(中華圏)

車載関連機器用部材および産業機器用部材の出荷が増加したことに加えて、主に中国元に対する円安の影響もあり、当セグメントの売上高は966億9千3百万円と前連結会計年度に比べて136億4千1百万円の増加(16.4%増)となりました。

利益面では、人件費・荷造運賃が増加したこと等により、セグメント利益は15億3千3百万円と前連結会計年度に比べて1億9千7百万円の減少(11.4%減)となりました。

(東南アジア)

情報機器用部材および車載関連機器用部材の出荷が増加したことに加えて、主に米国ドルに対する円安の影響もあり、当セグメントの売上高は1,089億9千5百万円と前連結会計年度に比べて248億9千3百万円の増加(29.6%増)となりました。利益面では、売上高が増加したこと等により、セグメント利益は48億5千6百万円と前連結会計年度に比べて15億3千8百万円の増加(46.4%増)となりました。

(欧州)

産業機器用部材の出荷が増加したこと等により、当セグメントの売上高は173億3千2百万円と前連結会計年度に比べて16億9千2百万円の増加(10.8%増)となりました。利益面では、半導体や電子部品のサプライチェーンの混乱による生産効率の低下やウクライナ侵攻による資源価格等の高騰もあり、6億3千2百万円のセグメント損失(前連結会計年度は1億2千3百万円のセグメント損失)となりました。

(米州)

車載関連機器用部材および産業機器用部材の出荷が増加したことに加えて、主に米国ドルに対する円安の影響もあり、売上高は628億6千6百万円と前連結会計年度に比べて174億5百万円の増加(38.3%増)となりました。

利益面では、売上高が増加したこと等により、セグメント利益は22億7千6百万円と前連結会計年度に比べて18億9千万円の増加(490.4%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は108億4千5百万円となりました。
各報告セグメントにおける設備投資額は、次のとおりであります。

区 分 \ セグメント	日本	中華圏	東南アジア	欧州	米州
有形固定資産投資額 (百万円)	40	2,737	4,862	449	1,928
無形固定資産投資額 (百万円)	99	133	114	29	57

- (注) 1. 設備投資総額と上記金額との差異の主な内容は、セグメント間取引消去であります。
2. 有形固定資産投資の主な内容は、東南アジアセグメントにおける生産設備投資であります。
3. 無形固定資産投資の主な内容は、当社グループ基幹システムに係るソフトウェア投資であります。

③ 資金調達の状況

当社グループの事業運営上必要な資金については資金の流動性および源泉を安定的に確保することを基本とし、運転資金については自己資金および金融機関からの短期借入れ、設備投資資金については金融機関からの長期借入れ等の要否を検討し、資金調達を行っております。

なお、当連結会計年度の資金調達について、特記すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	年 度	第28期 2019年12月	第29期 2020年12月	第30期 2021年12月	第31期 2022年12月 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)		223,037	181,598	226,833	277,031
経 常 利 益 (百万円)		5,634	4,444	5,934	8,337
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)		3,695	1,724	4,561	4,733
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		78円21銭	36円48銭	96円53銭	100円11銭
総 資 産 (百万円)		143,391	144,436	169,921	205,170
純 資 産 (百万円)		58,249	56,498	66,369	77,389

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な子会社等の状況 (2022年12月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
SIIX (Shanghai) Co., Ltd.	千中国元 53,704	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.	千中国元 310,357	91.81 %	電子回路・機器の製造
SIIX HUBEI Co., Ltd.	千中国元 336,135	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.	千中国元 133,951	(100.00) %	電子回路・機器の製造
SIIX H.K. Ltd.	千香港ドル 4,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX TWN Co., Ltd.	千台湾ドル 5,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Singapore Pte. Ltd.	千U.S.ドル 31,144	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
Thai SIIX Co., Ltd.	千バーツ 2,092,506	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX Logistics Phils, Inc.	千U.S.ドル 18,315	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Phils., Inc.	千フィリピンペソ 29,700	100.00 %	自動車部品、化成品等の販売
SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	千U.S.ドル 11,036	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.	千U.S.ドル 14,000	100.00 %	プラスチック成形および金型製造
SIIX REALTY HOLDINGS INC.	千フィリピンペソ 2,000	(40.03) %	製造子会社等への土地貸与
PT SIIX Electronics Indonesia	千U.S.ドル 1,980	(100.00) %	電子回路・機器の製造
PT. SIIX Trading Indonesia	千U.S.ドル 2,300	(100.00) %	電子部品等の輸出入販売
PT. SIIX EMS INDONESIA	千U.S.ドル 14,001	(100.00) %	電子回路・機器の製造
SIIX Europe GmbH	千ユーロ 1,022	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS Slovakia s.r.o.	千ユーロ 3,634	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX Hungary Kft.	千ユーロ 1,000	100.00 %	電子回路・機器の製造

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SIIX U.S.A. Corp.	千U.S.ドル 46,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V	千U.S.ドル 59,405	(100.00) %	電子回路・機器の製造
シークスエレクトロニクス株式会社	百万円 290	100.00 %	電子回路・機器の製造、 技術開発および技術支援

- (注) 1. 議決権比率の()内の数字は間接所有比率であり、SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.はSIIX H.K. Ltd.が、SIIX REALTY HOLDINGS INC.はSIIX Phils., Inc.が、PT SIIX Electronics Indonesia、PT. SIIX Trading Indonesia および PT. SIIX EMS INDONESIAはSIIX Singapore Pte. Ltd.が、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.VはSIIX U.S.A. Corp.がそれぞれ所有するものであります。
2. SIIX EMS PHILIPPINES, INC.は2023年1月1日付で同社を存続会社として、同じく連結子会社であるSIIX Logistics Phils., Inc.およびSIIX COXON PRECISION PHILS., INC.を吸収合併しております。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.	千中国元 50,000	(25.00) %	商業用空調機器用 電子基板製造等
KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION	千フィリピンペソ 101,430	20.06 %	オートバイの組立・販売

- (注) 議決権比率の()内の数字は間接所有比率であり、Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.はSIIX H.K. Ltd.が所有するものであります。

③ 企業結合の状況

当社の連結子会社は①に記載した22社、持分法適用会社は②に記載した2社となっております。

なお、当連結会計年度の連結売上高は2,770億3千1百万円（前連結会計年度比22.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は47億3千3百万円（前連結会計年度比3.8%増）であります。

④ 特定完全子会社の状況

当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

各国の自国中心主義の政策への対応や環境への意識の高まりなどにより、柔軟な対応が求められております。当社はさまざまな顧客企業のニーズに確実に応えるため、以下のような課題に取り組んでおります。

- ① 電子部品のグローバル調達力の強化および物流サービスの高度化
- ② 経済の「ブロック化」に対応する地域戦略の実践
- ③ 顧客動向に対応した拠点ネットワークの整備拡充
- ④ 拠点間での情報共有化とシナジー効果の追求
- ⑤ 製造技術力および生産効率の向上と製造系マネジメント人材の確保
- ⑥ 環境・省エネ、インフラ、医療関連等、新たなエレクトロニクス分野での新規事業の開拓
- ⑦ 資産効率の継続的改善
- ⑧ 気候変動等、サステナビリティへの取り組みの促進

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

セグメントの名称	主要取扱品目
日 中 東 欧 米 本 華 ア ジ ア 州 州	下記分野における完成品、組立品、基板実装品、部品単体・キット、金型・成形品等 車載関連機器（カーマルチメディア、メーター、フロントパネル、各種スイッチ、 エクステリア、モーター、ECU、準ミリ波レーダー、車載カメラ等） 産業機器（パワーツール用エンジン点火装置、業務用AV機器、業務用エアコン、 医療機器、工業用ミシン等） 家電機器（デジタル家電、エアコン、キッチン家電、健康器具、知育玩具等） 情報機器（事務機器、プリンター等） 一般電子部品 その他（ワイヤーハーネス部材、オートバイ用部材、自動車部品、設備機械、 化成品、雑貨等）

(6) 主要な販売拠点および生産拠点 (2022年12月31日現在)

国内販売拠点	当社本社 (大阪府大阪市)、東京本社 (東京都千代田区)、名古屋営業部 (愛知県名古屋市)
国内生産拠点	シークスエレクトロニクス株式会社 (神奈川県相模原市)
海外販売拠点	SIIX (Shanghai) Co., Ltd. (中国)、SIIX H.K. Ltd. (香港)、SIIX TWN Co., Ltd. (台湾)、SIIX Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)、SIIX Logistics Phils, Inc. (フィリピン)、SIIX Phils., Inc. (フィリピン)、PT. SIIX Trading Indonesia (インドネシア)、SIIX Europe GmbH (ドイツ)、SIIX U.S.A. Corp. (アメリカ)
海外生産拠点	SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. (中国)、SIIX HUBEI Co., Ltd. (中国)、SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd. (中国)、Thai SIIX Co., Ltd. (タイ)、SIIX EMS PHILIPPINES, INC. (フィリピン)、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC. (フィリピン)、PT SIIX Electronics Indonesia (インドネシア)、PT. SIIX EMS INDONESIA (インドネシア)、SIIX EMS Slovakia s.r.o. (スロバキア)、SIIX Hungary Kft. (ハンガリー)、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V (メキシコ)

(7) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
12,734名	380名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
208名	7名減	37.1歳	8.0年

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	22,857
株式会社三菱UFJ銀行	12,264
株式会社りそな銀行	7,398
株式会社みずほ銀行	5,172
国際協力銀行	2,521

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（2022年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 160,000,000株
- ② 発行済株式の総数 50,400,000株（自己株式 3,097,775株を含む。）
- ③ 株主数 29,573名（前期末比 6,931名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
	株	%
サカタククス株式会社	10,812,000	22.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,565,000	11.76
有限会社フォーティ・シックス	2,200,000	4.65
株式会社りそな銀行	2,170,800	4.59
株式会社三井住友銀行	2,160,000	4.57
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,597,600	3.38
村 井 史 郎	1,405,103	2.97
THE BANK OF NEW YORK 133652	755,100	1.60
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE LF WALES PENSION PARTNERSHIP (WALES PP) ASSET POOLING ACS UMBRELLA (TTF)	720,200	1.52
株式会社三菱UFJ銀行	720,000	1.52

(注) 持株比率は、自己株式（3,097,775株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役に交付した株式の合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	18,371株	5名

(2) 新株予約権等に関する事項 (2022年12月31日現在)

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 および数	行使時の 払込金額	行使期間	新株予約権 の主な行使 条件	保有者数
2017年度株式報酬 型新株予約権 (2017年6月6日)	1,176個	当社普通株式 2,352株 (注)3	1株当たり 1円	2017年6月7日 ～2047年6月6日	(注)1、2	取締役 1名
2018年度株式報酬 型新株予約権 (2018年4月13日)	1,133個	当社普通株式 2,266株 (注)3	1株当たり 1円	2018年4月14日 ～2048年4月13日	(注)1、2	取締役 1名
2019年度株式報酬 型新株予約権 (2019年4月12日)	7,179個	当社普通株式 7,179株	1株当たり 1円	2019年4月13日 ～2049年4月12日	(注)1、2	取締役 3名
2020年度株式報酬 型新株予約権 (2020年4月13日)	10,628個	当社普通株式 21,256株 (注)3	1株当たり 1円	2020年4月14日 ～2050年4月13日	(注)1、2	取締役 4名
2021年度株式報酬 型新株予約権 (2021年4月14日)	4,802個	当社普通株式 9,604株 (注)3	1株当たり 1円	2021年4月15日 ～2051年4月14日	(注)1、2	取締役 4名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものと定めております。
2. その他権利行使の条件および細目については、当社と権利付与者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。
3. 2018年4月1日付で1株を2株の割合とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類および数」が調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2022年12月31日現在)

地	位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	会長 執行役員	村 井 史 郎	
代表取締役	社長 執行役員	柳 瀬 晃 治	
取 締 役	執行役員	大 野 精 二	経理部長
取 締 役	執行役員	丸 山 徹	総務部長兼東京総務部長
取 締 役	執行役員	高 木 浩 昭	グループ技術統括担当兼シークスエレクトロニクス(株)担当
取 締 役	執行役員	高 谷 晋 介	北辰税理士法人 代表社員 フジ住宅株式会社 社外監査役
取 締 役	執行役員	大 森 進	U B S 証券株式会社 常勤監査役
取 締 役	執行役員	吉 澤 尚	GRIT Partners法律事務所 所長 Willsame株式会社 代表取締役
監 査 役 (常 勤)	執行役員	友 田 雅 之	
監 査 役	執行役員	新 田 泰 生	新田会計事務所 所長
監 査 役	執行役員	手 島 泉	サカティンクス株式会社 常勤監査役

- (注) 1. 取締役高谷晋介氏、大森進氏および吉澤尚氏は社外取締役であります。
 2. 監査役新田泰生氏および手島泉氏は社外監査役であります。
 3. 当期中の取締役および監査役の異動
 (1) 2022年3月30日開催の第30期定時株主総会において、高木浩昭氏は新たに取締役に選出され、就任いたしました。
 (2) 2022年3月30日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって、取締役藤田達雄氏が退任いたしました。
 4. 取締役高谷晋介氏、大森進氏、吉澤尚氏および監査役新田泰生氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづき届け出た独立役員であります。
 5. 監査役新田泰生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は社外取締役を除く取締役5名および取締役に兼務していない執行役員14名、計19名で構成されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額を限度とし、これを超える部分については当社に対しては損害賠償責任を負わないとしております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

④ 取締役および監査役の報酬等

[1] 役員等の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

A. 役員等の報酬等の額および個人別の報酬等の額の決定に関する基本方針等

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績等を考慮しながら総合的に勘案し、適切な水準として決定することを基本方針としております。

取締役報酬は、固定報酬、ストック・オプション、譲渡制限付株式、業績連動報酬により構成されております。固定報酬は、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、代表取締役会長および代表取締役社長が社内規定で定める決裁ルールに則り、決定しております。ストック・オプションおよび譲渡制限付株式は、取締役以外への付与（執行役員等）や資本政策にも関連することを考慮し、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会において決議しております。業績連動報酬は、各事業年度の業績の状況を鑑み、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会において決議しております。なお、当社は2022年3月30日開催の定時株主総会において、上記のストック・オプションに代えて、取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入することを決議いたしました。これにともない、上記のストック・オプションに関する報酬等の定めを廃止し、2022年4月以降、対象取締役に對する上記のストック・オプションの割当ては行っておりません。

監査役報酬については、固定報酬のみとし、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することを基本方針としております。

なお、取締役報酬の限度額は、2017年3月30日開催の第25期定時株主総会決議により年額400百万円以内（うち、社外取締役は30百万円以内。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名））、2022年3月30日開催の第30期定時株主総会により、対象取締役に譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権にかかる報酬枠として金銭報酬とは別枠にて年額50百万円以内（当該定時株主総会終結時点の、社外取締役を除く取締役の員数は5名）、監査役報酬の限度額は、2008年3月28日開催の第16期定時株主総会決議により年額50百万円以内（当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名））と定めております。

B. 業績連動報酬に係る指標および当該指標を選択した理由等

業績連動報酬に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標に一定率を乗じた金額を基礎として報酬合計額を決定しております。当該指標を選択した理由は、株主への利益還元として配当性向を定めるための基礎となることおよび業務執行の成果を評価する指標として適切と判断したためであります。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績は次のとおりであります。

[指標] 親会社株主に帰属する当期純利益 [目標] 6,000百万円 [実績] 4,733百万円

C. 指名・報酬諮問委員会の概要および当事業年度における活動状況等

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、報酬決定プロセスの透明性をより高める為、2019年11月11日に独立社外取締役が過半数を占める「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。同委員会は、取締役会の人事、取締役の報酬等の内容および個人別の報酬等について審議しております。

当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は、委員会メンバーが全員参加の上10回開催され、2022年度の取締役報酬、取締役会・執行役員会の体制等について審議を行っております。

[2]役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	非金銭報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	319 (25)	254 (25)	17 (-)	47 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	22 (7)	22 (7)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計	341	277	17	47	12

- (注) 1. 2017年3月30日開催の株主総会決議による取締役の報酬等限度額は、年額400百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役は2名)であります。なお、取締役の報酬等限度額には使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。また、社外取締役を除く取締役を対象に、2022年3月30日開催の株主総会決議による、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権にかかる報酬等限度額は、金銭報酬とは別枠にて年額50百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の、社外取締役を除く取締役の員数は5名であります。
2. 2008年3月28日開催の株主総会決議による監査役の報酬等限度額は、年額50百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)であります。
3. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
4. 非金銭報酬の内容は、ストック・オプションおよび譲渡制限付株式であります。ストック・オプションについては、「2. 会社の現況に関する事項」に記載のとおりです。

株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とする譲渡制限付株式報酬です。当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとしております。なお、当該譲渡制限期間中に、交付対象の取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合等、当社の取締役会が相当と認めた場合には、当社が当該株式を無償取得できること等の条件が付されております。当該株式報酬の交付状況は「2. 会社の現況に関する事項」に記載のとおりです。

5. 期末日現在の人員数は、取締役8名、監査役3名であります。支給人員数と期末人員数が相違しているのは、支給人員数に期中に退任した取締役1名が含まれているためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役高谷晋介氏は、北辰税理士法人の代表社員およびフジ住宅株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役大森進氏は、UBS証券株式会社の常勤監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役吉澤尚氏は、GRiT Partners法律事務所所長、Willsame株式会社代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役新田泰生氏は、新田会計事務所所長を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役手島泉氏は、その他の関係会社であるサカティンクス株式会社の常勤監査役を兼務しております。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	高谷晋介	当事業年度の取締役会には、17回中17回出席いたしました。その際、長年、公認会計士として培ってこられた会計、税務に関する豊富な知見に基づき、また、一般株主の視点から様々な提言や意見表明を行ない、経営監視、投資案件の妥当性、グローバルベースでのリスク管理等で意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
	大森進	当事業年度の取締役会には、17回中17回出席いたしました。その際、長年、外資系証券会社の経営トップとして培ってこられた株式・資本市場に関する豊富な知見に基づき、また、一般株主の視点から様々な提言や意見表明を行い、経営戦略、コーポレートガバナンス、ESG、資本政策等で意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
	吉澤尚	当事業年度の取締役会には、17回中17回出席いたしました。その際、長年、弁護士、公認不正検査士、ITストラテジストとして培ってこられた法律知識・実務に関する豊富な知見に基づき、また、一般株主の視点から様々な提言や意見表明を行ない、企業法務、ITにおけるリスク管理、投融資案件における法務リスク等で意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	新 田 泰 生	<p>当事業年度の取締役会には、17回中17回出席いたしました。また、当事業年度の監査役会には、17回中17回出席いたしました。その際、長年、公認会計士として培ってこられた、会計・税務知識に関する豊富な知見に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
	手 島 泉	<p>当事業年度の取締役会には、17回中16回出席いたしました。また、当事業年度の監査役会には、17回中17回出席いたしました。その際、長年、事業会社の国内外での勤務において培ってこられた、リスク管理全般に関する豊富な知見に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための提言等を行っております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
60百万円
2. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

60百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」にもとづく監査と「金融商品取引法」にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記1.については合計額を記載しております。
なお、当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意にもとづき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

取締役会は、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会の決定を得て、会計監査人の解任または不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

上記のほか、監査役会は、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議題とすることを取締役会に請求いたします。

(6) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

【内部統制システムについて】

- ① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社グループ（当社ならびに当社の子会社から成る企業集団をいう）の経営理念“SIIX Principles”の下、「シークスグループ行動規範」を定め、当社グループのすべての役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。
 2. 当社グループのコンプライアンス活動の指針と枠組みを明らかにするため「シークスグループ コンプライアンス規程」を定め、この規程に基づいて、コンプライアンス委員会（社長を委員長とし執行役員を委員とする）を設置する。コンプライアンス委員会は、総務部が事務局を担当し、調査・啓蒙・改善指示等を通してグループ全体のコンプライアンス活動を支援する。
 3. 当社監査室は、定期的に、当社の各部門・各子会社のコンプライアンスの状況を監査する。
 4. コンプライアンスの実効性を高めるため「シークスグループ 内部通報者保護規程」を定め、この規程に基づき、当社グループの使用人等からの通報窓口を当社に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
2016年2月22日に規程を改定し、窓口をコンプライアンス担当役員から社外取締役および常勤監査役に変更し、通報の実効性を高めている。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制
 1. 「取締役会規程」に基づき取締役会の議事録を、また、「伺書手続規程」に基づき「伺書」（当社の稟議書様式）と決裁プロセスの記録を文書または電磁的方法により適切に保存・管理する。
 2. 取締役等の職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え、「文書取扱規程」「情報セキュリティ規程」等の諸規程や関連マニュアル等に従い、適切な保存および管理を行う。
 3. 文書・情報は取締役、監査役および会計監査人による閲覧がいつでも可能な状態で保存・管理する。

- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 「伺書手続規程」において、当社の各部門が業務遂行するに際して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。また、「関係会社管理規程」において、子会社が当社に対して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。
 2. 上記の「伺書手続規程」および「関係会社管理規程」に定める要承認事項および「経営委員会規程」に定める経営委員会要付議事項については、それぞれの規程に基づきリスク評価を含めて慎重に審議・決裁する。
 3. 「シークスグループ 危機管理規程」に基づき、当社ならびに各子会社はそれぞれの「危機対応マニュアル」または「事業継続計画」を定め、危機発生時の体制や情報伝達方法を定めるとともに危機の早期収拾・損害の拡大防止を図る。また、従業員本人の安全確保の観点から非常時における具体的な対応方法等を纏めた「緊急事態対応マニュアル」を策定し、子会社に配布することで各従業員に啓蒙している。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会は経営の意思決定および業務執行の監督に集中し、執行役員は取締役会の経営方針に基づき業務を分担して執行する体制とする。
 2. 当社は、将来の事業環境を踏まえた当社グループの中期経営計画を策定し、当社の各部門および各子会社の事業年度毎の予算を立案してその目標達成に向け諸戦略を立案・実行する。
 3. 当社は、毎月、現法役員会を開催し、当社執行役員と各子会社との間で予算の進捗状況や経営状況の確認および案件協議等を行う。
 4. 代表取締役による効率的な意思決定を行うため、重要案件については経営委員会において事前審議を行う。

- ⑤ 子会社の取締役の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の取締役は当社の「関係会社管理規程」において定められている当社への承認申請事項および報告事項について、これらの申請・報告手続きを適切かつ確実に実施し、当社の決裁と指示に従ってその業務を遂行する。
 2. 当社グループの事業領域または地域毎に執行役員を責任者として配置し、執行役員が職務を分担して執行する。
 3. 上記の執行役員と当社取締役等で構成する執行役員会議を定期的に行い、地域を跨ぐ諸問題の協議および情報の共有化を行う。
 4. 当社と各子会社との間で毎月現法役員会を開催し、各子会社の取締役は予算の進捗状況や経営状況についての報告を当社執行役員に対して行う。
 5. 当社の監査室は各子会社の業務の遂行状況を定期的に監査する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は監査役補助者を設置する。
- ⑦ 前号の使用人の、取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役がその職務を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査役会の同意を得る。
 2. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。
- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
1. 当社および子会社の取締役および使用人は当社の監査役および監査役会の要請に応じて報告、情報の提供を行い、書類の閲覧に応じる。
 2. 当社および子会社の取締役および使用人は当社グループの事業運営における重要事項について適時に当社の監査役に報告する。
 3. 監査役は、取締役会、経営委員会等、重要な会議に出席する。また、監査役は全ての「伺書」の決裁過程において伺書内容をチェックする。
 4. 当社の監査室は、当社各部門および子会社の業務の遂行状況について行った内部監査の結果を監査役に報告する。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った当社または各子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 監査役職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に関する事項
監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いや償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと思われる場合を除いて速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他監査役職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制
1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見の交換を行う。
 2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
 3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに会計監査人に報告を求める。
- ⑫ その他（財務報告の信頼性を確保するための体制）
当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、毎期、「内部統制評価計画書」を策定し、取締役会がこれを承認する。承認された「内部統制評価計画書」に基づき、当社グループの全社統制および業務統制等の整備、運用、評価を行うこととする。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制の整備状況について】

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
当社および子会社は市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、社内体制を整備し、組織全体で対応する。
- ② 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
1. 「シークスグループ行動規範」において、シークスグループのすべての役員・従業員に、「反社会的勢力・団体に対する毅然たる姿勢」を示すことを求め、「反社会的勢力や団体と取引関係その他いかなる関係をも持たない」旨を明確に定める。
 2. 上記趣旨の運用に関する徹底のため「反社会的勢力排除に関する規程」を策定し、社内に周知する。
 3. 社内体制としては、統括部門を総務部とし、ここで情報を一元管理する。また、総務部長を「不当要求防止責任者」として選任し、実際の対応を行うとともに、日頃から外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
 4. 総務部は、適宜、従業員に対して注意喚起のための情報伝達を行うとともに、社内研修等の機会において反社会的勢力排除に関する啓発を行う。

(7) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針にもとづき、以下の取組みを行っております。

- ① コンプライアンスの徹底や監査役の経営監視機能強化の観点から毎月の現法役員会や半年ごとの全社会議において、取締役、監査役および全ての従業員が重要な経営リスクについて情報を共有化し、協議するサイクルの中で全社統制の維持、向上を図っております。
- ② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため下記を行っております。
 1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見交換をしております。
 2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求めています。なお、監査室は海外子会社を含むグループ各社の監査を実施し、その結果を代表取締役ならびに監査役に報告しております。
 3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対し継続的かつ安定的に利益配分を実施することを基本としつつ、あわせて将来の事業展開と経営基盤強化のための内部留保の充実等も勘案し配当金額を決定する方針をとっております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	150,275	流 動 負 債	96,598
現金及び預金	13,793	買掛金	41,733
受取手形、売掛金及び契約資産	55,091	短期借入金	36,136
商品及び製品	27,738	未払法人税等	2,065
仕掛品	2,264	契約負債	3,631
原材料及び貯蔵品	43,425	その他	13,031
その他	8,027	固 定 負 債	31,182
貸倒引当金	△64	社債	10,000
固 定 資 産	54,894	長期借入金	15,125
有 形 固 定 資 産	45,358	退職給付に係る負債	642
建物及び構築物	18,513	繰延税金負債	3,247
機械装置及び運搬具	15,739	その他	2,167
工具、器具及び備品	1,043	負 債 合 計	127,780
土地	4,644	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	2,867	株 主 資 本	62,261
その他	2,549	資本金	2,144
無 形 固 定 資 産	2,520	資本剰余金	5,594
ソフトウェア	2,178	利益剰余金	60,389
その他	342	自己株式	△5,866
投 資 其 他 の 資 産	7,015	その他の包括利益累計額	14,630
投資有価証券	2,227	その他有価証券評価差額金	347
出資金	1,015	為替換算調整勘定	14,276
長期貸付金	65	退職給付に係る調整累計額	6
退職給付に係る資産	322	新株予約権	67
繰延税金資産	2,189	非支配株主持分	430
その他	1,298	純 資 産 合 計	77,389
貸倒引当金	△103	負 債 ・ 純 資 産 合 計	205,170
資 産 合 計	205,170		

連結損益計算書

(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		277,031
売上原価		251,239
売上総利益		25,791
販売費及び一般管理費		16,862
営業利益		8,929
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	46	
補助金収入	195	
物品売却収入	323	
スクラップ売却益	203	
その他	298	1,103
営業外費用		
支払利息	823	
持分法による投資損失	7	
為替差損	483	
物品購入費用	172	
その他	207	1,695
経常利益		8,337
特別利益		
新株予約権戻入益	0	0
特別損失		
新型コロナウイルス感染症関連損失	377	377
税金等調整前当期純利益		7,960
法人税、住民税及び事業税	2,751	
法人税等調整額	478	3,229
当期純利益		4,730
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△3
親会社株主に帰属する当期純利益		4,733

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年1月1日期首残高	2,144	5,630	57,074	△5,945	58,902
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,418		△1,418
親会社株主に帰属する当期純利益			4,733		4,733
自己株式の処分		△35		79	43
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)			0		0
連結会計年度中の変動額合計	-	△35	3,315	79	3,358
2022年12月31日期末残高	2,144	5,594	60,389	△5,866	62,261

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替調整	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2022年1月1日期首残高	528	6,404	44	6,976	77	412	66,369
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当				-			△1,418
親会社株主に帰属する当期純利益				-			4,733
自己株式の処分				-			43
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△181	7,872	△37	7,653	△10	18	7,661
連結会計年度中の変動額合計	△181	7,872	△37	7,653	△10	18	11,020
2022年12月31日期末残高	347	14,276	6	14,630	67	430	77,389

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数……………22社
SIIX (Shanghai) Co., Ltd.、SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.、
SIIX HUBEI Co., Ltd.、SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.、
SIIX H.K. Ltd.、SIIX TWN Co., Ltd.、SIIX Singapore Pte. Ltd.、
Thai SIIX Co., Ltd.、SIIX Logistics Phils, Inc.、SIIX Phils., Inc.、
SIIX EMS PHILIPPINES, INC.、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.、
SIIX REALTY HOLDINGS INC.、PT SIIX Electronics Indonesia、
PT. SIIX Trading Indonesia、PT. SIIX EMS INDONESIA、
SIIX Europe GmbH、SIIX EMS Slovakia s.r.o.、SIIX Hungary Kft.、
SIIX U.S.A. Corp.、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V.、
シークスエレクトロニクス株式会社
 - (2) 非連結子会社の数……………4社
SIIX VIETNAM COMPANY LIMITED、SIIX MALAYSIA SDN. BHD.、
SIIX MEXICO, S.A DE C.V.、SIIX do Brasil Ltda.
非連結子会社4社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数……………2社
Guangdong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.、
KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION
 - (2) 持分法を適用していない非連結子会社の数……………4社
SIIX VIETNAM COMPANY LIMITED、SIIX MALAYSIA SDN. BHD.、
SIIX MEXICO, S.A DE C.V.、SIIX do Brasil Ltda.

持分法を適用していない関連会社の数…………… 9社

Takaya SIIIX Electronics (Shanghai) Co., Ltd.、

Hefei Midea-SIIIX Electronics Co., Ltd.、

Bando SIIIX Ltd.、SIIIX-AGT MEDTECH PTE. LTD.、

SIIIX-ORIENT TECHNOLOGY PTE. LTD.、DELSA, INC.、他3社

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 棚卸資産

当社および国内連結子会社……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

在外連結子会社……………主として移動平均法による低価法

② 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…主として時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

③ デリバティブの評価基準および評価方法……………時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社……………定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社……………定額法を採用しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
当社および国内連結子会社……定額法を採用しております。
ただし、自社利用目的のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しております。
在外連結子会社……定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
当社および国内連結子会社では売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社では、主として個別に算定した回収不能見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準を採用しております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生年度から費用処理しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行うこととしております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および借入金

③ ヘッジ方針

為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引については為替相場の変動によるリスクを回避するため、実需原則にもとづき行うこととしております。また、金利スワップ取引については、金利上昇リスクを回避するため、ヘッジを目的とした取引を行うこととしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。ただし、特例処理を行っている金利スワップについては、有効性の評価の判定を省略しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、電子部品等の部材調達、EMS（電子機器受託製造サービス）等のサービスをグローバルに提供することを主な事業としており、顧客との契約にもとづいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品等を引き渡す一時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内の販売において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ただし、一部製品等については、顧客仕様の製造をしており他に転用できないことおよび履行を完了した部分については対価を収受する権利を有していることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、その充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度にもとづき一定の期間にわたり収益を認識しております。

当社グループが、顧客に提供される前に財又はサービスを支配し、自ら顧客に提供しており本人取引と判断される場合は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識し、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらずこれらを手配するサービスの提供であり代理人取引と判断される場合には、純額で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用により、従来は総額で収益を認識していた一部の取引において、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらずこれらを手配するサービスの提供であり代理人取引であると判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は11,681百万円減少したものの、売上原価が11,681百万円減少したため、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」および「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 45,358百万円

無形固定資産 2,520百万円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

上記固定資産のうち、3,748百万円は欧州セグメント、4,817百万円は中華圏セグメントに属する減損の兆候がある子会社に関するものであります。

当該子会社は国際財務報告基準を適用しており、減損の兆候があると認められる場合には減損テストが実施されます。その結果、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。なお、回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方として算定されます。

欧州セグメントに属する子会社は、電子部品の供給不足による車載関連機器用部材の出荷減少等により継続して営業損失となっており、減損の兆候が認められているものの、処分コスト控除後の公正価値が帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。なお、処分コスト控除後の公正価値は、外部専門家による鑑定評価書の価額等にもとづいて算定しています。不動産市場の悪化など将来の不確実な要因によって鑑定評価書等の前提となる経済環境が変化し、当該固定資産について評価損の認識が必要となった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

中華圏セグメントに属する子会社は、上海のロックダウンの影響による顧客の需要減、および電子部品の供給不足による車載関連機器用部材の出荷減少等により継続して営業損失となっており、減損の兆候が認められているものの、処分コスト控除後の公正価値が帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。なお、処分コスト控除後の公正価値は、外部専門家による鑑定評価書の価額にもとづいて算定しております。不動産市場の悪化など将来不確実な要因によって鑑定評価書の前提となる経済環境が変化し、当該固定資産について評価損の認識が必要となった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症による在外連結子会社および顧客企業の稼働縮小等の影響がありました。現時点では、当該感染症の収束時期は予測不能であり当社グループに与える影響を見極めることは困難であります。

会計上は一定の仮定にもとづいて見積りを行うことが求められており、当社グループでは、連結計算書類作成時において入手可能な外部情報等を踏まえて、当該感染症が経済に与える影響が徐々に軽減されていくとの仮定にもとづき各種の会計上の見積りを行っております。

なお、当該感染症の当社グループの業績、財政状態およびキャッシュ・フローへの影響は不確実な状況にあり、実際の結果は上記の見積りと異なる場合があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	3,057百万円
売掛金	50,418百万円

2. 契約資産の金額は、「収益認識に関する注記 3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。
3. 有形固定資産の減価償却累計額 58,495百万円
4. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式(株)	50,400,000	—	—	50,400,000

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会決議	普通株式	708百万円	15円00銭	2021年12月31日	2022年3月31日
2022年8月10日 取締役会決議	普通株式	709百万円	15円00銭	2022年6月30日	2022年9月1日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	756百万円	16円00銭	2022年12月31日	2023年3月31日

4. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 54,827株

5. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入によって行っております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクについては、売掛金滞留資料等で取引先ごとの期日管理および残高管理を行うことでリスク軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。一部の外貨建借入金の為替変動リスクに対しては通貨スワップ取引を利用してヘッジを行うこととしております。また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行うこととしております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,150	1,150	－
(2) 社債	(10,000)	(9,895)	104
(3) 長期借入金	(21,667)	(21,374)	293
(4) デリバティブ取引	8	8	－

（*）1. 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、（ ）で示しております。

（注）1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金及び短期借入金
短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

非上場株式（連結貸借対照表計上額240百万円）および関係会社株式（連結貸借対照表計上額836百万円）は、市場価格がない株式等であるため、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券	1,150	—	—	1,150
デリバティブ取引	—	8	—	8
資産計	1,150	8	—	1,159

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	9,895	—	9,895
長期借入金	—	21,374	—	21,374
負債計	—	31,269	—	31,269

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格を時価としております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理を行っているものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。また、その他に当社グループは当連結会計年度において、先物為替予約等のデリバティブ取引を行っております。契約額等と時価等の差額については当連結会計年度において時価評価を行い、その結果計上したデリバティブ債権の金額は8百万円でありませぬ。時価の算定方法は先物相場もしくは取引金融機関または取引所から提示された価格を時価としており、1年を超える契約の取引はありません。

社債

社債の時価については、市場価格にもとづき算定しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理対象とされており（上記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定することとしております。なお、長期借入金の連結貸借対照表計上額は、返済期限が1年以内の長期借入金の額を含めて表示しており、時価を算定しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。2022年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は50百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時 価
1,492	2,068

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、以下のとおりであります。
- (1) 国内の不動産については、主として「不動産鑑定評価基準」にもとづいた金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。
 - (2) 海外の不動産については、主として現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計
	日本	中華圏	東南 アジア	欧州	米州	計		
車載関連機器	17,966	43,282	42,542	12,023	46,706	162,521	－	162,521
産業機器	25,367	17,265	8,930	3,453	1,223	56,240	－	56,240
家電機器	5,871	8,487	13,051	－	－	27,410	－	27,410
情報機器	666	5,159	21,192	－	－	27,018	－	27,018
一般電子部品	152	742	681	338	985	2,899	206	3,106
その他	535	－	－	－	－	535	－	535
顧客との契約から 生じる収益	50,559	74,937	86,397	15,815	48,915	276,626	206	276,832
その他の収益 (注) 2	66	102	22	6	－	198	－	198
外部顧客への売上高	50,626	75,039	86,420	15,822	48,915	276,825	206	277,031

(注) 1 「その他」の区分は、全社（共通）の区分の売上であります。

2 その他の収益は、不動産の賃貸による収入等に係る売上であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 契約資産は、主に顧客仕様の製品の製造において、一定の期間にわたって認識した収益に係る未請求売掛金であり、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は契約にもとづき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約資産（期首残高）	766
契約資産（期末残高）	1,614
契約負債（期首残高）	738
契約負債（期末残高）	3,631

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,625円55銭
1 株当たり当期純利益	100円11銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	99円98銭

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	42,785	流 動 負 債	37,229
現金及び預金	49	買掛金	21,512
受取手形	2,979	短期借入金	9,300
売掛金	28,744	1年内返済予定の長期借入金	3,592
商品の他	8,005	未払法人税等	302
その他	3,047	その他	2,521
貸倒引当金	△42	固 定 負 債	15,901
固 定 資 産	29,158	社債	10,000
有 形 固 定 資 産	3,440	長期借入金	5,700
建物	1,499	その他	201
工具、器具及び備品	48	負 債 合 計	53,130
土地	1,874	(純 資 産 の 部)	
その他	17	株 主 資 本	18,713
無 形 固 定 資 産	1,050	資本金	2,144
ソフトウェア	984	資本剰余金	5,594
その他	65	資本準備金	1,853
投資その他の資産	24,668	その他資本剰余金	3,741
投資有価証券	594	利 益 剰 余 金	16,841
関係会社株式	11,087	利益準備金	34
関係会社出資金	11,906	その他利益剰余金	16,807
長期貸付金	456	別途積立金	1,700
前払年金費用	499	繰越利益剰余金	15,107
繰延税金資産	152	自 己 株 式	△5,866
その他	52	評価・換算差額等	32
貸倒引当金	△79	その他有価証券評価差額金	32
資 産 合 計	71,943	新 株 予 約 権	67
		純 資 産 合 計	18,812
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	71,943

損益計算書

(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		99,298
売 上 原 価		93,625
売 上 総 利 益		5,673
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,511
営 業 利 益		1,162
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,872	
雑 収 入	37	1,910
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	94	
支 払 手 数 料	34	
為 替 差 損	361	
雑 損 失	6	496
経 常 利 益		2,576
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	0
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	2,874	2,874
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△297
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	420	
法 人 税 等 調 整 額	0	420
当 期 純 損 失 (△)		△718

株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 準 備 本 金	そ の 他 剰 余 本 金	資 剰 余 本 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 剰 余 益 金 計
						別 途 積 立 金	繰 上 剰 余 金	越 益 金	
2022年1月1日期首残高	2,144	1,853	3,777	5,630	34	1,700	17,244	18,979	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				-			△1,418	△1,418	
当期純損失(△)				-			△718	△718	
自己株式の処分			△35	△35				-	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	△35	△35	-	-	△2,137	△2,137	
2022年12月31日期末残高	2,144	1,853	3,741	5,594	34	1,700	15,107	16,841	

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2022年1月1日期首残高	△5,945	20,807	41	41	77	20,926
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,418		-		△1,418
当期純損失(△)		△718		-		△718
自己株式の処分	79	43		-		43
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△9	△9	△10	△19
事業年度中の変動額合計	79	△2,093	△9	△9	△10	△2,113
2022年12月31日期末残高	△5,866	18,713	32	32	67	18,812

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 棚卸資産の評価基準および評価方法…… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (2) 有価証券の評価基準および評価方法
 - 子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
 - (3) デリバティブの評価基準および評価方法…時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。
（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。
（リース資産を除く）ただし、自社利用目的のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき計上しております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を行うこととしております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引

ヘッジ対象……………借入金

(3) ヘッジ方針

金利スワップ取引については、金利上昇リスクを回避するため、ヘッジを目的とした取引を行うこととしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。ただし、特例処理を行っている金利スワップについては、有効性の評価の判定を省略しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、電子部品等の販売を行っており、顧客との契約にもとづいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品等を引き渡す一時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内の販売において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当社が、顧客に提供される前に財又はサービスを支配し、自ら顧客に提供しており本人取引と判断される場合は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識し、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらずこれらを手配するサービスの提供であり代理人取引と判断される場合には、純額で収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法とは異なっております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用により、従来は総額で収益を認識していた一部の取引において、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらずこれらを手配するサービスの提供であり代理人取引であると判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は11,681百万円減少したものの、売上原価が11,681百万円減少したため、営業利益、経常利益および税引前当期純損失への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

関係会社株式および関係会社出資金の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式 11,087百万円
関係会社出資金 11,906百万円
関係会社出資金評価損 2,874百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等については被投資会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となります。
関係会社株式及び出資金（以下「関係会社株式等」という。）の評価に当たっては、各社の純資産額を基礎として算定した実質価額を使用しており、実質価額が著しく低下した場合には、事業計画にもとづき回復可能性を検討しております。
関係会社株式等は計算書類における金額的重要性が高く、各社が属する事業分野の市況変動等により事業計画の前提条件が変化し評価減の認識が必要となった場合は、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,045百万円
2. 保証債務
子会社の金融機関からの借入に対して次のとおり保証をしております。
SIIX EMS PHILIPPINES, INC. 6,710百万円
SIIX Hungary Kft. 5,257百万円
SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V 4,909百万円
PT. SIIX EMS INDONESIA 2,353百万円
SIIX EMS Slovakia s.r.o. 2,079百万円
子会社のリース会社との取引に係るリース債務に対して次のとおり保証をしております。
シークスエレクトロニクス株式会社 753百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務
短期金銭債権 14,533百万円
長期金銭債権 466百万円
短期金銭債務 5,459百万円
4. 期末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当期末日は金融機関の休日のため、次のとおり期末日の満期手形が期末残高に含まれております。
受取手形 134百万円
5. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
営業取引の取引高
売上高 49,428百万円
仕入高 30,404百万円
営業取引以外の取引高 1,962百万円
2. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	3,137,933	1,588	41,746	3,097,775

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式の無償取得による自己株式の増加	1,588株
ストック・オプションの権利行使による自己株式の減少	12,201株
譲渡制限付株式報酬のための自己株式の処分による減少	29,545株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	463百万円
棚卸資産評価減	40百万円
貸倒引当金	37百万円
関係会社出資金評価損	2,561百万円
繰越外国税額控除	90百万円
減損損失	138百万円
ソフトウェア関連費用	159百万円
その他	127百万円

繰延税金資産小計 3,618百万円

評価性引当額 Δ 3,306百万円

繰延税金資産合計 311百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用 Δ 152百万円

その他有価証券評価差額金 Δ 6百万円

繰延税金負債合計 Δ 159百万円

繰延税金資産の純額 152百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シークス エレクトロニクス 株式会社	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注)	0	売掛金	1,470
				商品の仕入 (注)	6,297	未払金 買掛金	372 866
	SIIX (Shanghai) Co., Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注)	7,363	売掛金	2,226
	SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.	所有 間接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注)	10,824	売掛金	2,179
	Thai SIIX Co., Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注)	10,719	売掛金	2,123
	SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	所有 直接 100.00%	資金の援助	債務保証	6,710	—	—
	PT. SIIX EMS INDONESIA	所有 間接 100.00%	商品の 販売・仕入 資金の援助	商品の販売 (注)	3,747	売掛金	919
				債務保証	2,353	—	—
	SIIX Hungary Kft.	所有 直接 100.00%	資金の援助	債務保証	5,257	—	—
SIIX U.S.A. Corp.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の仕入 (注)	7,723	買掛金	1,713	
SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V	所有 間接 100.00%	商品の 販売・仕入 資金の援助	商品の販売 (注)	5,289	売掛金	2,008	
			債務保証	4,909	—	—	

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、交渉の結果決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	396円29銭
------------	---------

1 株当たり当期純損失(△)	△15円20銭
----------------	---------

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	—
---------------------	---

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

シークス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 重 田 象 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シークス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

シークス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 重 田 象 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シークス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月14日

シークス株式会社 監査役会

常勤監査役 友 田 雅 之 ㊟

社外監査役 新 田 泰 生 ㊟

社外監査役 手 島 泉 ㊟

以 上

株主総会 会場ご案内図

大阪市中央区本町橋2-31

シティプラザ大阪 2階 燦会場

会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



交通の ご案内

- 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅 1号出口 12号出口より徒歩約6分
- 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 4号出口より徒歩約7分

※車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

※総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。